

東京都立練馬特別支援学校委員会規程

第1条 (目的)

この規程は、東京都立練馬特別支援学校管理運営規程に規定する委員会の構成その他運営に関する基本事項を定めることにより、委員会の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。

第2条 (構成及び所掌事務)

委員会の構成は、学校長が任命する次の職員とする。また、委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

委員会	構成	所掌事項
防災安全委員会	校長・副校長・経営企画室長・全主幹教諭(△生活)	発生事故に対する具体的な対応、事故の拡大・再発防止、学校危機防止、防火・防災計画の策定、総合防災訓練の計画・実施、防災に向けた啓蒙等
学校給食運営委員会	○校長・副校長・△経営企画室長・主幹教諭(生活)・保健給食部主任・栄養士	安全かつ適正な給食調理に関すること、給食物資の調査及び選定に関すること、給食指導に関すること、児童・生徒への理解・啓発に関すること等
業者選定委員会	校長・副校長・△経営企画室長・全主幹教諭・当該学年主任・担当責任者	学校行事、給食等に関する仕様書の作成、利用・契約する業者の選定等
ホームページ管理・運営委員会	校長・副校長・主幹教諭(△情報)・情報教育部HP担当者・経営企画室ITリーダー	ホームページの管理運用に関すること、掲載内容に関すること、セキュリティに関すること、個人情報の保護及び人権尊重に関すること、知的所有権に関すること等
教育課程検討委員会	校長・副校長・全主幹教諭(△教務)・指導教諭・職能開発科主任・普通科各学年主任	教育課程に関する内容、研究テーマとの連動、進路指導との連動等の検討等 (教育課程の類型化の検証、職業教育の充実・各教科等の充実等)
省エネルギー委員会	校長・副校長・△経営企画室長・全主幹教諭	組織的な省エネルギー活動の徹底。教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進。等
部活動委員会	校長・副校長・主幹教諭(△生活)・生活指導部担当・各部活動顧問	部活動の充実を図る。各部活動の連絡調整をし、円滑な運営をする。その他部活動に関する事項を検討・調整する。体罰防止を徹底する。
食物アレルギー・形態食対応委員会	校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭(△生活)・職能開発科主任・普通科各学年主任・養護教諭、保健給食部主任・栄養士	生徒の実態把握と対応の決定、緊急マニュアル作成(緊急時における教職員の役割分担の明確化と、シミュレーションの実施)・緊急時に、対応チェックリストの作成、校内研修及び訓練の企画・運営、家庭・学校・関係機関との連携、理解啓発のための連絡・調整、本委員会の目的達成に必要な事項
教科書選定委員会	校長・副校長・全主幹教諭(△教務)・指導教諭	教科書の調査・研究及び選定に関すること
校内支援委員会	校長・副校長・全主幹教諭(△学部)・職能開発科主任・普通科各学年主任	全校的に配慮や対応が必要なケースについて、対応の方向性や方法、外部との協力体制の構築に関すること等。

図書委員会	校長・副校長・主幹教諭（△情報・教務）・指導教諭・司書教諭	読書教育の充実を図り、図書室の円滑な運営を行う。
学校運営連絡協議会	校長・副校長・経営企画室長・全主幹教諭（△学部）・指導教諭 学識経験者・地域行政・就労関係・福祉行政・地域学校・地域住民・福祉進路・保護者代表	学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通しての協議、学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携についての助言
防災教育推進委員会	校長・副校長・全主幹教諭（△生活） 消防署・警察署・練馬区防災担当者・防災学習センター・地域防災担当者・PTA 会長	避難訓練の改善、実践的な防災教育の充実、学校防災教育推進事業実施計画書の策定、各関係機関と連携した防災訓練の企画等
学校保健委員会	校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭（△生活）・養護教諭 学校医・保護者代表	児童・生徒の健康づくり、保健・衛生に関する事項の企画、立案 等
医療的ケア安全委員会	校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭（△生活・教務・学部） 養護教諭 学校医又は指導医・該当学年主任・該当担任	「都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項」を踏まえ、医療的ケアを安全かつ適切に実施すること
学校開放事業運営委員会	校長・副校長・△経営企画室長・主幹教諭（学部）・体育教科担当・企画室施設担当 区担当等・PTA 会長・地域団体代表	体育施設開放事業に関すること、障害者のためのプール開放事業に関すること、学校開放事業全般に関する基本的な方針に関すること 等。公開講座については統括主幹所掌のもと、各学年より体育担当教員 2 名で構成する。
学校いじめ対策委員会 （学校サポートチーム） ※学校いじめ対策委員会は、学校運営連絡協議会委員の一部に委嘱し構成する。 学校サポートチームは、学校運営連絡協議会委員の一部とスクールサポーター等に委嘱し構成する。	校長・副校長・全主幹教諭（△生活） 地域行政関係・福祉行政関係・就労関係機関・福祉進路先関係・地域住民代表・学識経験者・保護者代表	東京都いじめ防止基本方針に基づき学校いじめ防止基本方針の策定及びHPによる公表。 学校サポートチームの設置、いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決。 外部専門員と連携した対応、学校評価・いじめアンケート等による情報収集・把握対応等。
安全衛生委員会	●総括安全衛生管理者（校長）、副校長・△経営企画室長・衛生管理者・職場代表・産業医	職場における危険防止、健康障害防止、労働災害防止に関わる基本的な対策に関すること、定期健康診断の受診促進や結果に対する対策等に関すること、職員の健康保持・増進に関わる基本的な対策に関すること 等

防災安全委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校防災安全委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校における発生事故に対する具体的な対応、事故の拡大・再発防止、学校危機防止を目的とする。

また、適切な防火・防災計画を策定し、火災その他災害を予防するとともに、火災その他災害等非常災害時の危機管理を行い、被害を防止し、生徒、職員の生命と身体の安全を確保することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・経営企画室長・全主幹教諭（△生活）

なお、委員長は校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

発生事故に対する具体的な対応、事故の拡大・再発防止、学校危機防止

消防・防災計画の作成

自衛消防組織の編成と訓練の実施

教職員、保護者等への理解の啓発、意識の昂揚

第5条（委員会の開催）

本会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

委員会は、委員長が召集する。

なお、委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係ることは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

学校給食運営委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校給食運営委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校給食の適正かつ円滑な実施の確保を目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・主幹教諭（生活）・保健給食部主任・栄養士

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

安全かつ適正な給食調理に関すること

給食物資の調査及び選定に関すること

給食指導に関すること

児童・生徒や保護者への理解啓発に関すること

第5条（委員会の開催）

本会は、年2回の定期の委員会の他、委員長が必要と認める場合に開催する。

なお、委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係るものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

業者選定委員会

第1条 (名称)

本会を、東京都立練馬特別支援学校業者選定委員会と称する。

第2条 (目的)

本会は、本校の学校行事等で利用・契約する業者の選定が適正に行われるようにすることを目的とする。

第3条 (委員)

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・△経営企画室長・全主幹教諭・当該学年主任・担当責任者
企画室予算担当 案件により該当学年付主幹教諭・担当責任者が入る。

なお、委員長は、校長もって充てる。

第4条 (所掌事項)

学校行事等で利用する業者の選定に関すること

第5条 (委員会の開催)

本会は、必要に応じて委員長が招集、開催する。

第6条 (記録簿)

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

ホームページ管理・運営委員会

第1条 (名称)

本会を、東京都立練馬特別支援学校ホームページ管理・運営委員会と称する。

第2条 (目的)

本会は、本校の公式ホームページの適正な管理、運営を図ることを目的とする。

第3条 (委員)

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・主幹教諭 (△情報)・情報教育部 HP 担当者、経営企画室 I T リーダーで構成する。
なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条 (所掌事項)

公式ホームページの管理運用に関すること

掲載内容に関すること

セキュリティに関すること

個人情報の保護及び人権尊重に関すること

知的所有権に関すること

第5条 (委員会の開催)

本会は、必要に応じて委員長が招集、開催する。

第6条 (記録簿)

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

教育課程検討委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校教育課程検討委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校の教育課程全般について検討することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・全主幹教諭（△教務）・指導教諭・職能開発科主任・普通科各学年主任

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

本校の教育課程の内容、研究テーマとの連動、進路指導との連動等の検討等
（教育課程の類型化の検証、職業教育の充実・各教科等の充実等）

第5条（委員会の開催）

本会は、年6回の定期の委員会の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係るものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

省エネルギー委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校省エネルギー委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校のエネルギーの省エネルギー化を進め、もって二酸化炭素の排出を削減すること。また、教職員の間に、省エネルギー及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高めることを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・△経営企画室長・全主幹教諭

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

本校の省エネルギーに関する管理運用に関すること

「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」の【運用対策編】ワークブックに基づき行う組織的な省エネ活動の徹底。
教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進。

第5条（委員会の開催）

本会は、必要に応じて委員長が招集、開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係るものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

部活動委員会

※都の方針により、体罰防止等の視点から、生活指導部の直下に配置する。

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校部活動委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校の高等部活動の充実を図る。各部活動の連絡調整をし、高等部活動の円滑な運営をする。その他、部活動に関する事項を検討・調整することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・主幹教諭（△生活）・生活指導部担当・各部活動顧問
なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

本校の部活動に関する管理運営に関すること

第5条（委員会の開催）

本会は、年3回の定期的委員会の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

食物アレルギー・形態食対応委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校食物アレルギー・形態食対応委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校の食物アレルギー疾患等をもつ生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭（△生活）・職能開発科主任・普通科各学年主任・養護教諭・保健給食部主任・栄養士

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

- (1) アレルギー疾患のある生徒の把握と対応の決定
- (2) 緊急マニュアルの作成
 - ・緊急時における教職員の役割分担の明確化と、シミュレーションの実施
 - ・緊急時に、対応チェックシートの作成
- (3) 校内研修及び訓練の企画・運営
- (4) 家庭・学校・関係機関との連携の強化、理解啓発のための連絡・調整
- (5) その他、本委員会の目的達成に必要な事項

第5条（委員会の開催）

委員長は委員会を年3回開催するほか、必要と認める事項がある時に委員会を招集し、主宰する。

- (1) 委員長が不在の時は副委員長がその職を代行する。
- (2) 委員の3分の1以上の請求がある時は委員長が委員会を招集する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

教科書選定委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校教科書選定委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校の教科用図書を適正に選定・採択することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・全主幹教諭（△教務）・指導教諭

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

教科用図書の選定・採択に関すること。

第5条（委員会の開催）

本会は、必要に応じて委員長が招集、開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

校内支援委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校校内支援委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、特別な支援や配慮が必要な生徒および家庭について対応を検討し、円滑な学校生活や教育・支援活動を確保することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・全主幹教諭（△学部）・主任コーディネーター・該当学年主任・該当担任

なお委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

通常の学級・学年・学校経営では対応が困難なケースに関すること

第5条（委員会の開催）

本会は、必要に応じて開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

図書委員会

第1条 (名称)

本会を、東京都立練馬特別支援学校図書委員会と称する。

第2条 (目的)

本会は、読書教育の充実を図り、図書室の円滑な運営を行うことを目的とする。

第3条 (委員)

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・主幹教諭（△情報・教務）・指導教諭・司書教諭

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条 (所掌事項)

読書教育の充実及び図書室の運営

第5条 (委員会の開催)

本会は、必要に応じて委員長が招集、開催する。

第6条 (記録簿)

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

学校運営連絡協議会

第1条 (名称)

本会を、東京都立練馬特別支援学校学校運営連絡協議会と称する。

第2条 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3条 (委員)

本会は、次の者で構成する。

校長・△副校長・経営企画室長・全主幹教諭（△学部）・指導教諭

学識経験者・地域行政・就労関係・福祉行政・地域学校・地域住民・福祉進路・保護者代表

第4条 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第5条 (委員会の開催)

年3回（各学期1回）開催する。

第6条 (記録簿)

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わることは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

防災教育推進委員会

第1条 (名称)

本会を、東京都立練馬特別支援学校防災教育推進委員会と称する。

第2条 (目的)

本会は、本校における避難訓練の改善、実践的な防災教育の充実、学校防災教育推進事業実施計画書の策定、各

関係機関と連携した防災訓練の企画等非常災害時の危機管理を行い、被害を防止し、生徒、職員の生命と身体の安全を確保することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

校長・副校長・全主幹教諭（△生活）

消防署・警察署・練馬区防災担当者・防災学習センター・地域防災担当者・PTA 会長

なお、委員長は校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

消防・防災計画の作成

自衛消防組織の編成と訓練の実施

教職員、保護者等の防火・防災に関する理解の啓発、意識の昂揚

第5条（委員会の開催）

本会は、年2回の定期委員会を招集し、主宰する。

委員会は、委員長が招集する。委員長が不在の場合は、副委員長がその職を代行する。

なお、委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わることは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

学校保健委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校保健委員会と称する。

第2条（目的）

本会は学校保健、学校安全の推進を図ることを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

（1）校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭（△生活）・養護教諭

（2）学校医

（3）保護者代表

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

（1）生徒の健康づくりに関すること。

保健安全指導の基本方針の作成

（2）学校保健・衛生に関すること。

学校保健・学校安全計画の作成と実施

学校保健施設・設備の整備・改善

第5条（委員会の開催）

本会は、年2回の定期の委員会の他、委員長が必要と認める場合に開催する。

委員会は、議長が招集する。

なお、委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

医療的ケア安全委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校医療的ケア安全委員会と称する。

第2条（目的）

「都立特別支援学校（肢体不自由特別支援学校以外）における医療的ケア実施要項」を踏まえ、本校において医療的ケアを安全かつ適切に実施することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

- （1）校長・副校長・経営企画室長・主幹教諭（△生活・教務・学部）・該当学年主任・該当担任
- （2）養護教諭・非常勤看護師
- （3）学校医又は指導医

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

医療的ケア実施に係る計画、実施者の研修、実施等について組織的に協議し、本校における医療的ケア実施の安全確保について校長に助言を行う。

第5条（委員会の開催）

本会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

委員会は、議長が召集する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係るものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

学校開放事業運営委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校、学校開放事業運営委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校における都立学校開放事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

学校：校長・副校長・△経営企画室長・主幹教諭（学部）・体育教科担当・企画室施設担当
地域：区教育委員会社会教育関係職員等2名、保護者代表1名、地域団体代表1名等
公開講座については統括主幹、体育担当各学年2名であたる。

なお、委員長は、校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

体育施設開放事業に関すること、障害者のためのプール開放事業に関すること
公開講座に関すること。

第5条（委員会の開催）

本会は、年3回、開催する。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係るものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

学校いじめ対策委員会（学校サポートチーム）

※学校いじめ対策委員会は、学校運営連絡協議会委員に委嘱し、学校サポートチームは、学校運営連絡協議会委員の一部とスクールサポーター等に、別途委嘱し構成する。

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校、学校いじめ対策委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行ういじめ問題対応の核となることを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

学校いじめ対策委員会：校長、副校長、全主幹教諭（△生活）、地域行政関係、福祉行政関係、就労関係機関、福祉進路先関係、地域住民代表、学識経験者、保護者代表

学校サポートチーム：校長、副校長、生活指導主任、学部主幹主任、地域住民代表、保護者代表、スクールサポーター

なお、委員長は校長をもって充てる。

第4条（所掌事項）

東京都いじめ防止基本方針に基づき学校いじめ防止基本方針の策定及びHPによる公表
学校サポートチームの設置、いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決
教育支援員と連携した対応、学校評価等による情報収集・把握対応等

第5条（委員会の開催）

本会は、年3回の定期委員会を招集し、主宰する。

委員会は、委員長が召集する。委員長が不在の場合は、副委員長がその職を代行する。

なお、委員長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係ることは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

安全衛生委員会

第1条（名称）

本会を、東京都立練馬特別支援学校安全衛生委員会と称する。

第2条（目的）

本会は学校職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第3条（委員）

本会は、次の者で構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者（校長）、副校長
- (2) 安全管理者（経営企画室長）
- (3) 衛生管理者
- (4) 学校職員の過半数代表が推薦する者
- (5) 産業医

議長は、総括安全衛生管理者とする

第4条（調査・審議事項）

本会は、次の事項を調査・審議する。

- (1) 学校職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 学校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- (4) 定期に行われる健康診断の実施及び受診の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校職員の健康障害の防止及び健康の保持促進に関する事項。

第5条（委員会の開催）

本会は、議長が必要と認める場合に開催するは他、委員の3分の1以上から要求があった場合は開催する。
委員会は、議長が召集する。

なお、議長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（記録簿）

委員会は、様式第1号による記録簿を備えるものとする。

議事で重要なものに係わるものは記録簿に記入し、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。